

《記入例1》

退職等により、未徴収税額（平成〇〇年5月までの分）を普通徴収（従業員が個人で納付）へ切り替える場合

◎例1…年税額 75,000 円の人が平成〇〇年8月31日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
75,000円	6,800円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円	6,200円

年税額(ア)75,000円

既に納入済みの額

今回納入する額

未徴収税額(ウ)55,600円 = 普通徴収へ切り替える額

徴収済額(イ)19,200円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。 ◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

給与支払義務者(給与主) 御殿場市長 平成〇〇年9月1日提出	所在地 〒412-9601 御殿場市萩原483	係 人事労務課 経理係	特別徴収義務者 指定番号 7000011
フリガナ 御殿場市長	フリガナ名称 ゴテンバシンコウ 御殿場振興株式会社	氏名 みくりや 花子	宛名番号
代表者の職氏名印 御殿場 太郎	代表取締役社長 御殿場 太郎	電話 0550-82-4129	受給者番号 89-b

給与所得者

フリガナ ハギワラ サブロー	旧姓	(ア) 特別徴収税額(年税額) 75,000円	(イ) 徴収済月 6月分 から 8月分 まで	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 55,800円	異動年月日 平成〇〇年8月31日	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 → (B欄記入) 3. 普通徴収 → (B欄記入)
氏名 萩原 三郎							
生年月日 昭和 平成 33年 2月 2日							
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2							
給与の支払をうけなくなった後の住所 御殿場市御殿場1-2-3							

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴収予定	一括徴収した税額は
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注2)	徴収予定日 徴収予定額 徴収予定額合計 [上記(ウ)と同額]	月分
2. 平成 年 月 日 以降に退職(注3)		

注1 異動の事由欄で「6.その他」となる場合は、以下の記号A～Eより選択し記入してください。
A. 給受給者若者以下 B. 他の事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引ききれない D. 給与の支払いが不定期 E. 事業専従者

注2 12月31日以前の退職者についても、できるだけ(注3)1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出が

注3 12月31日以前に退職した場合は、本人の申出が

●転勤等による特別徴収届出書(転勤等)

月割額 円を	月分	月分

異動届は、異動があった日の翌月10日必着で提出して下さい。

婚姻等により名字が変更した場合は、旧姓も記入して下さい。

退職前最後に支払われる給与等が(ウ)の額より少ない場合は、1に〇をつけて下さい。

指定番号とは税額通知書に記載されている番号です。

平成〇〇年中の退職で一括徴収できない場合は、B欄の「一括徴収できない理由」を記入して下さい。

●普通徴収に切り替わると…
普通徴収の納期は年4回(6月、8月、10月、翌年1月)です。この納期のうち、未到来の納期で未徴収税額を分割し納めます。例の場合、従業員本人に通知するのが9月20日頃となるため、未徴収税額 55,800円を10月、1月の2回に分けて本人が納入することになります。

●異動届の早期提出のお願い
毎月10日の締切日までに届いた異動届をもとに、20日頃に変更の通知を発送します。締切日を過ぎると、通知をするのが異動があった日の翌々月となるため、早期提出にご協力下さい。